

会		議		記		録		
会 議 の 名 称		決算特別委員会 総務文教分科会				会議場所 第3委員会室		
						担当職員 山内		
日 時	平成26年9月25日(木)				開 議 午前10時00分			
					閉 議 午後 4時17分			
出席委員		吉田 ○中村 並河 田中 山本 石野 堤 木曾						
執行機関出席者		俣野生涯学習部長、吉田市民協働課長、桂人権啓発課長、野々口スポーツ推進課長、中西人権福祉センター館長、福田市民協働課市民活動推進係長、門総務部長、木村総務部税・財政担当部長、石田総務課長、栗林自治防災課長、畑中自治防災課主幹、田中安全安心まちづくり課長、吉田税務課長、人見監査委員事務局長、井上総務課副課長、田中自治防災課副課長、谷税務課副課長、森川安全安心まちづくり課副課長、山本財政課財務係長、岩崎財政課予算係長、松野総務課情報化推進係長、湯浅自治防災課消防係長、						
事務局		藤村事務局長、山内次長、阿久根副課長						
傍聴	可・否	市民 0名		報道関係者 0名		議員 0名		その他 0名

会 議 の 概 要

10:00

1 吉田委員長 あいさつ 開議

2 日程説明

3 議案審査

(1) 平成25年度亀岡市一般会計決算認定について(第10号議案所管分)

(生涯学習部 入室)

10:03~

【生涯学習部】

生涯学習部長 あいさつ
各課長 説明

10:40

質疑

<山本委員>

京都学園大学との研究調査の連携事業についてだが、平成25年度から、その研究成果の活用について、関係課に照会して検討していくということであったが、どのような状況か。

<市民協働課長>

まず、「大規模スタジアムに関する研究」については、政策推進課、都市整備課、環境政策課等に対して、研究結果に対する考え方ということで照会をした。経済効果の研究等について今後も進めていきたいという意見や、アユモドキの研究を親しみや

すい亀岡の自然環境の発信に活用したいという意見等をもらった。

「亀岡里山地域の振興を目指す農的資源の評価と商品化」に関しては、「アラータイモ」の開発についての意見、また、重要な業績を残した並河成資の情報発信に努めたいという意見をもっている。

「亀岡市高齢者の介護予防プログラム実施による効果分析」については、運動することにより有意義な効果があるという研究成果を生かした介護予防事業を展開していきたいという意見もらった。

< 並河委員 >

地球環境子ども村推進経費の中で、学校の地域連携事業の講師派遣について、詳細説明を願う。

女性の相談室の相談件数について、前年度と比較してどうか。また、その内容は。

亀岡会館については、国際ライフパートナー（株）が指定管理者となっているが、例えば、古くなったカーテンの取替え等の業務は指定管理者が行うのか、それとも市が行うのか。

< 市民協働課長 >

青野小学校、千代川幼稚園、中部保育所等の要請を受けて、亀岡の自然環境の話や自然観察会の講師として派遣している。

< 人権啓発課長 >

平成23年度238件、平成24年度380件、平成25年度366件で、若干減少している状況である。内容については、DV等込み入ったケースが多くなっている。

< 市民協働課長 >

金額に応じて市が行う分と指定管理者が行う分を分けている。

< 吉田委員長 >

契約はしていないのか。

< 生涯学習部長 >

基本契約と当該年度の契約があり、その中で一定、金額設定をしているので、そのコピーを資料として提出する。

< 並河委員 >

DVの場合、避難所等の適切な対応はされているか。

< 人権啓発課長 >

避難した事例はあるように聞いているが、件数等後ほど報告させていただく。

< 木曾委員 >

大規模スタジアムの研究が200万円と多額となっているが、経済効果を出してもらった研究の分か、詳細説明を。

大学生地域活動支援金について、具体的な効果・実績は。

野鳥の森については、事業活用されているか。

外国青年招致経費について、詳細説明を。

< 市民協働課長 >

大規模スタジアムに関する研究については、経済効果の計測が主な内容であり、その検証がされたと考えている。具体的な項目としては（１）産業関連表による経済効果の計測、（２）京都スタジアム（仮称）の経済効果創出について（スポーツの観点から）（３）プロサッカーの観客は本当に一途なのか、（４）京都スタジアム（仮称）のコミュニティの活性化（スポーツの社会的効果をめぐる考察）（５）アユモドキとの共生が切り開く亀岡の未来（二つのシナリオに関する考察）（６）サンクチュアリが作る地域の研究（地域経済への影響、波及効果等のあり方の検討）となっている。

「亀岡里山地域の振興を目指す農的資源の評価と商品化」では「アラータイモ」の研究がされたが、曽我部町では「アラータイモ」を「かめまるいも」としてPRされ、地元の農業振興につながっている。

道の駅であるガレリアかめおかを大きく打ち出していくためのスイーツの商品開発、「ごりやくの国かめおか」としてのPRビデオの作成等である。

野鳥の森の活用については、千代川幼稚園はよく来られており、野外活動の拠点として活用されている。また、平成26年度になってしまいが、薬草研究の教室としても活用いただいている。

以前はマーガレット・マンという女性の交流員がいたが、平成25年度の途中からエリック・チャンに代わっている。市内の外国人支援、姉妹都市との連携・調整をしてもらっている。

<木曾委員>

大規模スタジアム関連では、アユモドキの問題も含めて調査・研究をしてもらっているが、研究成果がどのように生かされているのか、もう少し説明を願う。アユモドキに関しては、平成26年度において、2700万円の補正予算も出されているが、これは、アユモドキの調査・研究の結果によるものか。

野鳥の森の件は、千代川幼稚園等での活用という話があったが、高い金額で神前財産区から借り入れているのに対し、どれだけの事業効果があるのか。

<生涯学習部長>

平成25年度において、200万円で大規模スタジアムの調査をしていただいたが、アユモドキについてもその中の調査項目に入っており、成果報告の冊子として形になっている。この冊子については、環境市民部にも情報提供し、活用してもらっている。

<市民協働課長>

平成25年度の野鳥の森活用状況について、千代川幼稚園では、5月から翌年の3月にかけて、遠足、散歩、山登り等としての活用実績がある

<木曾委員>

アユモドキについては、各担当部署からお金が入っているが、全体でどれだけのお金が入ってどのような成果が出ているのかをまとめて整理していただきたい。今後、お互いに連携を図って対応を願う。

野鳥の森については、千代川幼稚園だけでなく、小中学校や公立保育所もあるので、有効に活用していただきたいが、使い勝手が悪く効果がないのであれば、地元財産区に返した方がよいのではないか。

<スポーツ推進課長>

野鳥の森については、最近ではハイキングブームもあり、以前よりは活用されているように思うが、集計がとりにくく、正確な利用状況の把握ができていない。来年度が賃貸借契約の期限でもあるので、今後の活用方法等について地元財産区とも協議を行い、積極的な利用に努めたい。

<木曾委員>

バードウォッチング等の企画・立案など積極的な活用に努めていただきたいが、それが出来なければ財産区に返されたらどうか。(要望)

<田中委員>

昨年の決算審査の時にも提案したが、京都学園大学の研究・調査の成果が明確でないので、成果資料を出す等の工夫を願う。(要望)

大学院生の「有用遺伝子の提案」についての研究・成果を明確に願う。

地域振興事業費の工事請負費の内訳は。

国際広場球技場と野鳥の森の賃借料の根拠は。また、野鳥の森で見られる鳥の種類は確認しておられるか。

<市民協働課長>

「新丹波黒」「紫ずきん」の遺伝子研究であり、新種開発のための遺伝子の基礎情報を取得したものである。

<人権啓発課長>

内訳は、

天川文化センター・老人センターの解体工事	50,871,450円
馬路児童館の屋上防水工事	7,274,400円
馬路文化センターセコム工事等	681,451円
その他（人権福祉センター付近の市有地関係）	196,350円

となっている。

<スポーツ推進課長>

野鳥の種類は把握していない。賃借料の根拠は、当初は坪単価500円であったが、現在では、球技場が330円、野鳥の森は168円となっている。単価は、市内の同種類の社会体育施設に合わせるよう努力している。野鳥の森については、七谷川野外活動センターとほぼ同じ単価となっている。

<石野委員>

生涯学習振興寄附金について、市外の人がされているということだが、それはもともと亀岡に住んでおられた人か。また、各自治体において、ふるさと産品でいろいろな取り組みがされているが、本市の状況はどうか。

外国青年招致経費について、現在、エリック・チャンさんがどのような活動をされているのかがわかりにくい。もう少し活動の場を与えてあげてはどうか。

スポーツ表彰について、亀岡市に籍がないともらえないのか、また、規定はあるのか。

<市民協働課長>

寄附をされた8名について、以前、亀岡に住んでおられたかどうかはわからない。ふるさと寄附金の関係については、所管が違うので、いただいた意見を担当部署に伝えさせていただく。

エリック・チャンは男性で、市役所での勤務と併せて、ガレリアでも勤務してもらっており、会う機会が少ないのかもしれないが、いろいろな場面で、異文化交流の活動を進めてもらっている。

<スポーツ推進課長>

スポーツ賞の対象者は、市内の在住、在勤、在学、市内の関係団体に所属する者と位置付けている。また、亀岡出身者も該当するようにしているが、表彰からもらえることのないように努めたい。また、要綱は定めているところである。

<石野委員>

タイムリーに表彰をしていただくよう要望しておく。

<並河委員>

野鳥の森は何年ごとの契約更新となるのか。また、効果がなければ契約解除も考えられるか。

<スポーツ推進課長>

前回の契約時に、契約解除も含めて検討するということを地元と話をしており、その際、単価も下げてもらっている。契約期間は、球技場は5年、野鳥の森は3年の設定をしている。いろいろな活用に努めたいが、利用がないとすれば地元に戻したいと

というのが担当課の考えである。

<堤委員>

体育協会の会長の手当は、年間でいくらか。

国際広場球技場と野鳥の森の賃借料として、これまで神前財産区にトータルでいくら支払ってきたか。

<スポーツ推進課長>

体育協会の会長の報酬は、規則の中で無報酬とされている。ただ、出張旅費の負担は事務局で出されている。

平成3年から平成25年までの賃借料の累計は、

野鳥の森	75,024,740円
国際広場球技場	58,725,000円
合計	133,749,740円

となっている。

<堤委員>

体育協会の会長の報酬については、自治会長よりも多くもらわれているという話も聞くが、無報酬とはどういうことか。

<スポーツ推進課長>

体育協会の規定では、先ほど申し上げたとおりである。

<堤委員>

頑張って活動をしてもらっているのに、報酬については協会の中で、一定、予算措置されるよう検討をいただきたい。

借地の件については、これまで多額の借地料を払っているのに、節目の時に神前財産区に対して無償で亀岡市にもらえるように話をすべきではないか。

<生涯学習部長>

野鳥の森については、契約で一つの区切りの時期となっているので、今いただいた意見を斟酌し、また、市長とも相談して地元協議に入って、多くの人が納得できるような形をとっていきたい。

<木曾委員>

生涯学習賞については、多くの年月が経過する中で、税金を使って出す必要があるのか。見直すことについてはどうか。

<生涯学習部長>

昨年も意見をいただいたことは記憶している。上田先生にも相談させていただいたが、生涯学習賞が一定の評価を得ていることや、生涯学習の宣言都市として何とか続けていきたいということであった。事業の見直しについては、コレージュ・ド・カメオカの圧縮の協議も行っているところである。また、大賞はこれまで亀岡市から出ていないが、奨励賞を含めると、4割は亀岡市の関係団体、市民となっていることも理解いただきたい。

<木曾委員>

敬老会事業については、年々人数が増える中で単価を下げた事業実施されており、また、遺族会の慰霊祭でも事業規模を縮小して実施されている状況である。そのような状況の中で、生涯学習賞を守らなければならない理由があるのか。上田先生に対し、この点についてしっかりと話をしていただきたい。

<生涯学習部長>

昨年の決算審査終了後、上田先生に話をさせてもらっている。その際に、宇治市では紫式部文学賞で毎年200万円の支出をされていること、また、亀岡市では大賞は

隔年としていることなどの話をされていた。今いただいた意見については、市長にも報告し、新年度予算に向けて、事務局として再度考えていきたい。

< 中村副委員長 >

住民交流推進経費で、亀岡市交流会館の利用件数が35%減、利用人数が34%減ということだが、毎年減少傾向にあるのか。また、京都市西京区との交流事業に係る経費はいくらか。

ガレリアかめおかの土地購入費については、平成28年に終了するということが、大口の支払いが終了後、ガレリアをよくするために、計画的に何かしようということは考えているか。

ハーフマラソン等のスポーツ関連事業を実施する際、多くのボランティアが必要となり、地域の体育振興会委員にも負担がかかってくるように思うが、もう少し体育振興会への補助を上げることの検討をする考えはあるか。

< 市民協働課長 >

交流会館の利用状況は、

平成24年度（対前年比）

利用件数 70.2%

利用人数 79.6%、

平成25年度（対前年比）

利用件数 64.9%

利用人数 65.8%

となっている。平成25年度の減少は、講座の開催が1つ減ったことによる。

京都市西京区との交流経費は2万6千円の事務経費のみとなっている。

ガレリア返納金の平成26年3月末の支払残金は、3億2821万8160円となっている。最後が平成28年9月末であり、年2回の支払いで、あと5回残っている状況である。支払終了後は、その相当額についてガレリアの修繕等の経費に財源充当されるものと思われるが、今後、その財源充当の計画を立てていかなければならないと考えている。

< スポーツ推進課長 >

体育振興会補助金については、体育協会から人口割・均等割で交付されているが、指摘いただいた点については、今後、体育協会に対する市からの補助事業見直しの中で考えていきたい。

< 吉田委員長 >

大学の調査・研究の件で、経済効果の計算をされているが、間違っていると思われるので、税金を使ってされていることもあるので、しっかり検証を願う。

生涯学習大賞については、権威や名誉があるのか疑問であり、その観点からも今後続けていってよいのか検討を願う。

野鳥の森については、委員から出された意見のとおりである。

他になれば、以上で質疑を終結する。

11:58

（生涯学習部 退室）

（休憩）

（総務部 入室）

13:00～

【総務部】

総務部長 あいさつ
各課長 説明

14:11

(休憩)

(再開)

14:17

質疑

<木曾委員>

顧問弁護士は、大江橋法律事務所と松枝法律事務所と2つあるが、それぞれ年間で何件の相談をされたか。

<総務課長>

松枝法律事務所については、各課で連絡をとって相談してもらっているのですが、総務課で全体の件数は把握していない。大江橋法律事務所については、昨年度は1～2件であったように思う。

<総務部長>

大江橋法律事務所については、昨年、私自身も2回行っている。松枝法律事務所については、恒常的に月2～3件は相談に行っているように思うが、月によっては無いときもあるのが現状である。

<木曾委員>

大江橋法律事務所については、年間2回相談に行って75万6千円というのは他の自治体と比較して同程度と理解してよいのか。

<総務部長>

大江橋法律事務所は若干金額が下がっているが、松枝法律事務所の方が件数も多いので金額が上回っている状況である。全国的にも同じ傾向、流れである。

<木曾委員>

顧問弁護士に何を相談されているのか。私が一般質問した内容についても相談されているか。

<総務部長>

一般質問の件についての相談は把握していない。

<木曾委員>

私の一般質問の内容について、昨日、企画管理部に説明すると、当初から申請に基づき、旅費も含めて手続きをしたとっている。住民票を移した段階から住まいの意識がない中でされていたように思うが、この場合、どのような法律に抵触するか。

<総務部長>

一般論でいうと、住民基本台帳法の中で、転出・転居をされた場合は14日以内に届出をしなければならないという規定があるが、それに違反した場合は、科料等の罰則があると承知している。

<木曾委員>

住居の実態がなく、住民票だけを亀岡市に移すことにより、例えば亀岡市で選挙をされたり、いろいろと問題があるのではと考える。法律でも刑法等に触れるように思うが、私の質問後、総務と企画を含めて見解についての調整はあったか。

< 総務部長 >

調整はない。事務分掌に基づき、今回でいえば住民基本台帳法等の所管として、環境市民部市民課において事務処理を行うこととなる。ただ、公正証書原本不実記載ということであれば刑法に触れることとして、罰則規定も定められており、法に基づく警察の捜査も入ってくるものと認識している。

< 総務課長 >

旅費については、本人の申請に基づき、人事課で積算のうえ支出している。

< 木曾委員 >

法律に基づき仕事をしていかなければならない副市長の行為として問題があるのではないか。顧問弁護士に相談する必要があると思うが、どうか。

< 総務部長 >

法に抵触する案件であれば、担当課が個別に相談すべきと考える。

< 田中委員 >

不動産鑑定評価業務委託について、不動産鑑定士は何社、何人をお願いされているか。

< 税務課長 >

契約相手先は公益社団法人不動産鑑定士協会となっている。実際に亀岡で鑑定してもらっているのは3人と聞いている。

< 田中委員 >

3人の名前は。

< 税務課長 >

名前は確認して、後ほど報告する。

< 田中委員 >

防災備蓄品には災害時の非常食も含んでいるのか。

< 自治防災課長 >

含んでいる。

< 田中委員 >

その非常食はアレルギーのある人にも対応したものか。

< 自治防災課長 >

ミルクについて、アレルギー対応のものを常備している。その他の備蓄品についても、それに配慮したものを一部備蓄するように努めている。

< 田中委員 >

電算運用システムの賃料についても、積算が難しいということも聞くが、業者のいいなりになっているようなことはないか。

< 総務課長 >

確かに算出は難しい部分はあるが、参考例として、総務省が毎年実施している地方公共団体における行政情報化の推進状況調査の中で、平成25年度の予算ベースで、本市が該当する人口5～10万人の270団体の電算管理経費の平均が1億9930万円であるのに対し、亀岡市は1億2970万円となっている。本市は10万人に近い人口を有しているにもかかわらず平均を下回っている状況にある。

< 田中委員 >

今後も、安価の契約に努めていただきたい。(要望)

< 石野委員 >

消防団員の退職報償金について、一番長い人と一番短い人の報償金額は。

< 自治防災課主幹 >

平成 24 年度の退団者分を平成 25 年度に支払っているが、最高額が班長で 27 年の方で 51 万 4 千円、最低額は団員で 5 年の方で 14 万 4 千円である。これは条例改正前であり、改正後はこれに 5 万円がプラスされた額で、今年度末の退団者に適用される。

< 石野委員 >

退職報償金の掛金はどうなっているか。

< 自治防災課主幹 >

公務災害等補償基金と契約を結び、条例定数に基づき掛金をかけることとしている。退職報償金については、同基金の全額負担となっている。

< 石野委員 >

消防団員の報酬を上げる考えは。

< 自治防災課主幹 >

団員報酬の交付税算定で、標準団体では 2000 万円となっており、亀岡市の 1989 万円とほぼ同等となっているが、今後、府下の状況も勘案しながら考えていきたい。

< 石野委員 >

交付税の算定にあたっては、亀岡市は面積が広いので、その点も考慮していただくように要望しておく。

ポンプ格納庫の改築にあたって、軽トラも大きくなってきているので、その点も考慮し、早期に改築を進めていただきたい。

< 自治防災課主幹 >

一斉にはできないが、車両の更新と合わせて、また、車両の大きさも調整しながら、順次、格納庫の改修を行っているので理解いただきたい。

< 堤委員 >

市長応接室のクロスの修繕はすでに終わっているか。

< 総務課長 >

そのまま、改修していない。

< 堤委員 >

対外的に多くの方がこられ、亀岡市の顔になる所なので、予算に反映して来年度にでも実施を願う。それに関連して、7 階の西側エレベータ付近のクロスがめくれていたり、庁舎の鉄骨が錆びていたりしている所もあるが、それは直されているか。

< 総務部長 >

市長応接室の件は、堤委員からの意見を報告させていただく。7 階の西側突き当りのクロスの件については、今年度の修繕実施を予定している。また、1 階市民ホールから軽自動車駐車場へ出る渡り廊下付近の鉄骨修繕は完了している。

< 並河委員 >

自治会加入率が 75.2% という状況の中で、市の広報紙は各家庭に届いているか。

市税の予算額と調定額との違いは。

市税の滞納分は税機構に送られ、財産の差押え等大変な状況になっているようにも聞か、市の関与はないのか。

< 自治防災課長 >

自治会加入率は、住基世帯数を分母とし自治会加入世帯数を分子とすると 75.

2%となるが、親子で世帯分離をされている状況もあるので、それを考慮すれば実際には、80%以上の加入率になっていると考える。集合住宅を中心に未加入世帯もあるが、市の各施設に広報紙を置いて、できるだけ手元に届くように努めるとともに、助成金によって加入促進を図っているところである。

< 総務部税・財政担当部長 >

基本的には前年度の決算ベースで予算を組んでいるが、歳入欠陥を起こさないために堅く見込むこととして、必要に応じて補正予算で修正している。調定額は課税本体であり、本来のあるべき税収額だが、滞納が発生するので収納率をかけたものが決算見込額であり、これが予算を算定するときの基礎となる。これらのことから、予算額に対し収入済額は上がるし、調定額は収納率の関係で更にそれよりも上がることとなる。

< 税務課長 >

滞納整理業務をより専門的、効果的に行うという地方税機構の発足の趣旨がある中で、滞納分については税機構において、納付相談も含めて対応することとなっている。ただ、市税であるので市役所の窓口でも話を聞いている。市税債権をしっかりと管理していく観点から、一定の法的な整理はやむを得ないと思うが、その際に、納付状況や財産の状況を十分に考慮して対応している。

先ほどの田中委員から質問があった不動産鑑定士の名前については、百合口賢次先生、佐藤克美先生、藤原史和先生の3名である。

< 木曾委員 >

イントラネットの整理状況は。

セーフコミュニティ関係で、学校等での取り組みも含めて、現在の取り組み状況は。自治会単位での取り組みも併せて説明願う。

税機構については、実績もあげられており評価しているが、滞納事務についての市との関係で誤解されている市民も多いので、もう少し丁寧に説明が必要があると思うが。

財政調整基金は30億の残高があるとの説明であったが、これは日立造船の関係や不動産の売却によるものであり、それがなかったら10億から15億程度の取り崩しがあったのではと思うが、今後、売却する土地も少なくなる中での財政運営について説明を願う。

< 総務課長 >

平成23年に自治会との接続を廃止するなど、この4年間で50%の削減を行ってきたが、現在活用している内容については、ただちに接続をはずすということは考えていない。

< 安全安心まちづくり課長 >

インターナショナルセーフスクールの取り組みについては、平成25年9月から本格的な取り組みを開始し、公立8保育所、1民間幼稚園、曽我部小学校の10施設で取り組んでいる。指標に基づき順調に進んでおり、本年11月には事前審査を予定している。データの的には個人や行政の医療費負担の減少がみられる。

自治会単位での取り組みについては、平成25年度において、宮前町でセーフコミュニティ関連のアンケート調査を実施したが、明日の夜、担当が自治会に出向いて、各区長にその調査結果の報告を行い、今後も新たな重点地域としての取り組みを進めていく予定である。

< 税務課長 >

税機構に移管する分については、納期終了後、亀岡市から督促状を発付するが、そ

れについては全て税機構へ移管するというのが基本的なルールとなっている。ただ、その滞納者について、現年分がある場合は引き続き亀岡市で対応している。税機構においては、少額なものは電話や文書による催告を行い、その中で納付相談もさせていただき、話が見つからない場合は、財産調査等も含めて滞納整理処分を行うこととなる。

< 総務部税・財政担当部長 >

財政調整基金については、現在、30億8800万円の残高となっている。土地売払等の臨時的収入は合計で約14億円となるが、もしそれらの収入がなければ、単純に計算すると14億円の基金取り崩しとなるが、実際には収入に応じて財政運営を行うので、そこまではならなかったと思っている。今後の財政運営については、「入りを量りて出づるを制す」ということが基本となる。支出の中で、扶助費は法律等で定められており減額はできないが、それ以外については、人件費も含めて聖域なしの見直しをせざるを得ないと思う。今後の経済状況にもよるが、近い将来、基金が底をつくような状況になるようであれば、そのような話もさせていただかなければならないと考えている。

< 木曾委員 >

イントラネットについては、自治会関係は整理していただき、行政関係のみの内容となっていることから、もともとの趣旨からいえば整理する段階に入っているように思うので、よろしくお願いします。(要望)

財政運営については、相当な危機感をもって運営してもらっていることについて、ありがたいと思っている。今後、景気の動向もあるが、大きく税収が増えることは見込めない中で、退職金や大型スポーツ施設建設に係るアユモドキ関連経費など、単費がどんどん増えてくると大変なことになるので、一定の歯止めをかけなければならないと思うが、この点については財政担当としてどう考えるか。

< 総務部税・財政担当部長 >

ハード事業については起債充当により、負担の公平性を図っている。事業の取捨選択の中で、大規模スポーツ施設についても上乗せでなく全体のバランスをとって、財源も確保しながら実施していきたい。一般財源が一度に増えることのないように思っているが、指摘いただいているアユモドキ関連経費については、起債がきかないので一般財源での負担となるが、保護の目的がたつまでは我慢のしどころと考えている。市税については、約100億円の決算額で、今後も大きく税収が増えることは望めない中で、地方活性化に向けた交付金制度等の国の取り組みを注視していきたい。

< 山本委員 >

防犯カメラ設置による効果、及び今後の設置計画はどうか。

市税の滞納事務については、督促状の発送と同時に税機構に移管されるのか。

< 安全安心まちづくり課長 >

平成25年度において、警察への映像提供が5件あった。その中には、9月14日に発生した南郷公園での殺傷事件も含んでいる。防犯カメラは大きな威力を持っており、平成26年度においても2基の設置を予定している。今後も、防犯対策委員会の中で重点箇所もピックアップしながら、計画的に設置していきたい。

< 税務課長 >

税機構への移管については、督促状発付後、翌月にデータを移管している。納期内の納付相談等については、税機構と連携を図って行っているところである。

(休 憩)

(再 開)

1 5 : 3 0

(2) 平成 2 5 年度曽我部山林事業特別会計決算認定について
(第 1 7 号議案)

自治防災課長 説明

質疑

なし

1 5 : 3 8

(3) 平成 2 5 年度各財産区特別会計決算認定について
(第 2 1 号議案 ~ 第 5 0 号議案)

自治防災課長 説明

質疑

なし

1 5 : 4 5

財政課報告 「健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について」

総務部税・財政担当部長 説明

1 6 : 1 1

質疑

< 吉田委員長 >

経常収支比率の分母は何か。

< 総務部税・財政担当部長 >

経常的に入ってくる一般財源で、基本的には税収である。

< 吉田委員長 >

標準財政規模ではないのか。

< 総務部税・財政担当部長 >

標準財政規模は地方交付税上の理論に出てくるものである。

経常収支比率は、市税、交付税等が基本的に分母となる。

具体的に数字を申し上げますと、分母が 1 8 9 億 6 3 7 8 万 2 千円、分子は 1 8 2 億 9 2 9 2 万 7 千円で、9 6 . 5 % となる。

(総務部 退室)

1 6 : 1 5

< 吉田委員長 >

それでは、本日の審査はこれまでとし、総務文教分科会を閉議する。
明日は１０時から再開する。

１６：１７ 閉議